

第 55 回仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 22 日（木）14 時 30 分～15 時 30 分
 - 2 場 所 仙台市役所 2 階 第 1 委員会室
 - 3 出席委員 委員長 内田美穂
委 員 奥村誠、小貫勅子、齋藤文孝（山本委員欠席）
 - 4 説明者 仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会事務局（地域産業支援課）
同 交通部会（道路管理課、交通政策課）
同 騒音・照明部会（環境対策課欠席）
同 廃棄物部会（廃棄物管理課）
同 街並みづくり部会（都市景観課、百年の杜推進課）
 - 5 関係機関 宮城県警察本部交通規制課
 - 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 個別届出案件
 - ・ 「(仮称) カワチ薬品愛子店」新設届出
 - 【専門委員会意見】
 - 委員会としては意見なし。意見なし通知の記載事項は以下とする。
 - ア. 出入口 1 の右折入庫、出入口 2 の左折出庫を防止するため、案内看板や場内路面標示等を行うこととしているが、開店後、防止が徹底されていない場合は誘導員を配置する等の対策を講じる。
 - イ. 敷地周辺には仙台市立愛子小学校があり、敷地西側の県道 134 号線は通学路であるため、荷さばき車両及び廃棄物等の収集運搬車両の出入口がこの通学路と交差している。よって、荷さばきは通学時間帯を避け、安全に配慮した搬出入計画とする。また、廃棄物等の収集運搬についても通学時間帯を避けた時間に行われるよう収集運搬業者と調整し、必要に応じて誘導員を配置する等の対策を行う。さらに、近隣の小学校に対して、事前に店舗計画を説明し了承を得る。
 - ウ. 敷地は住宅地に近接していることから、住民から苦情等が寄せられた場合は、騒音の状況を確認の上、適切な対策を講じる。
 - ② 報告事項
 - ・ 大規模小売店舗立地法に係る届出の状況
 - (3) 閉会
- 7 傍聴者 0 名
- 8 報道機関 0 社
- 9 議事録 以下のとおり（発言は要旨）

議 事

① 個別届出案件

■ 「(仮称) カワチ薬品愛子店」新設届出【資料1】

(事務局) (資料に基づき、概要、説明会の実施状況、住民等の意見書及び設置者の回答を説明。)

(運用協議会各部会) (資料に基づき、運用協議会各部会における検討内容を説明。)

(委員長) 仙台市は「市の意見なし」とのことだが、ただいまの説明について、質問又は意見があればお願いしたい。

(小貫委員) 荷さばき車両の搬出入時間について伺う。

(設置者) 荷さばき時間は6時から22時であり、1日18台の荷さばき車両が搬出入を行う。

小学校の通学時間帯である7時台に1台、8時台に2台の搬出入を予定している。

登校する生徒が少ないと思われる7時台の早い時間帯、8時台の遅い時間帯に搬出入を行う計画である。

(小貫委員) 通学時間について、登校時間だけでなく、下校時間にも配慮していただきたい。

(設置者) 夕方4時台はほぼ0台の搬入計画としている。

(小貫委員) 低学年は、下校時間が早い場合が想定されるため、開店後は現状を確認し、必要に応じて誘導員を配置する等の対策を講じていただきたい。

(設置者) 承知した。

(齋藤委員) 以下2点を伺う。①夜間に発生する騒音の発生源毎の騒音レベルの最大値予測結果を見ると、P4地点のみ規制基準値と同レベルの騒音予測値であるが、予測の精度を伺う。②店舗に隣接している住宅と出店について協議しているのか。③カワチ薬品という店舗名について、商材は薬品以外にもあるようだが、薬品という名前を付けている意図は何か。

(設置者) ①について、騒音発生源の位置、予測地点の位置をコンピュータ上で計算しており、距離の設定について誤差は少ない。しかし、実際に周辺住民が受ける騒音については予測とは変わってくると思われる。②について、店舗北側の近隣住宅には3、4度訪問させていただいた。建物の配置について協議し、可能な限り住宅から離れた位置にしてほしいとの要望を受けた。そこで、当初の計画から東側に極力寄せた配置としており、住民にはご了解いただいている。また、建物の高さについても可能な限り低く設定している。他に、敷地内にフェンス及び中木による緑化を行い、目隠しとなるようにした。③について、株式会社カワチ薬品は、栃木県の薬局から創業を開始した背景があり、名前の由来になっている。現在は、メガドラッグストアをコンセプトにしている。

(齋藤委員) ①について、予測と実測とでは数値は異なると考えられるが、どのような対応をするのか。別店舗では、予測結果と実測値との間にどのくらいの差があるか把握しているか。②について、近隣住民と協議しているとのことであるが安心した。敷地西側の住宅は二軒あり、フェンスは1mほどしかないので見受けられるが、どちら

の住宅にも目隠しとなるフェンス、緑化を行っているのか。

(設置者) 敷地西側にある二軒の住宅について、本店舗敷地内で対応してほしいとの要望から、店舗敷地内にフェンスの設置及び植栽を行い、目隠しとなるよう配慮した。また、騒音について、実際、開店後は予測値の45 dBより上下することは起こりうると考えられる。予測地点P4について、住居外壁で計測した場合、基準値を大幅に下回ることから、騒音の問題は少ないと考えている。しかし、開店後の状況を見ながら、周辺住民から苦情等があれば、適切な対応をさせていただく。

(齋藤委員) そのように対応していただきたい。

(奥村委員) 敷地東側からの来店客は少ないと予測しているが、敷地東側には宮城総合支所があり、来客が多くなることも予想される。出入口1に右折で入庫しようとする車両への対策を伺う。

(設置者) 出入口1の右折入庫防止について、出入口1前面道路にはゼブラ帯があり、交通部とはゼブラ帯を横断させないよう指導を受けている。対策としては、敷地南東側に駐車場入り口誘導サインを設置し、敷地東側から来る車両に対して出入口2を周知するようにしている。

(奥村委員) 開店後、徹底されていない場合は追加の対策を講じていただきたい。

(設置者) 承知した。

(小貫委員) 出入口2から右折出庫させる経路設定であるが、出入口2から左折して敷地北側の住宅街に入ってしまう懸念がある。どのような対策を講じるのか。

(設置者) 出入口2に右折誘導の看板を設置し、右折の場内路面標示をして左折出庫を防止する。

(小貫委員) 開店後、サインだけでは右折出庫しない客がいる場合、さらに別の対策を講じていただきたい。

(設置者) 承知した。

(小貫委員) 12頁図面4の14.6mのポールサインについて、この位置は東西道路から来る車両を対象としたサインであり、あまり遠方から見ることはないのでこの高さは必要ないように思うが、この高さが必要になる理由を伺う。

(設置者) 近接しているヨークベニマルからも見えるような計画でこの高さになっている。また、店舗南側道路は、宮城総合支所前で曲がっており、曲がった先からも見えるようにシミュレーションして14.6mとした。

(小貫委員) この地域は住宅街であり、今後はできる限り低くする配慮を求める。

(設置者) 承知した。

(委員長) 荷さばき車両のみでなく、廃棄物の収集運搬車両について、通学時間帯に配慮した計画とするよう、収集運搬業者と調整すること。

(設置者) 承知した。

(委員長) 近隣の小学校とは店舗計画について説明しているのか。

(設置者) 開発工事が遅れており、9月初旬に開店予定である。よって、今後小学校と協議を進めていく。

(委員長) 設置者が回答した事項として以下の 4 点を確認させていただく。①出入口 1 の右折入庫、出入口 2 の左折出庫を防止するため、案内看板や場内路面標示等を行うこととしているが、開店後、防止が徹底されていない場合は誘導員を配置する等の対策を講じる。②敷地周辺には仙台市立愛子小学校があり、敷地西側の県道 134 号線は通学路であるため、荷さばき車両及び廃棄物等の収集運搬車両の出入口がこの通学路と交差している。よって、荷さばきは通学時間帯を避け、安全に配慮した搬出入計画とする。また、廃棄物等の収集運搬についても通学時間帯を避けた時間に行われるよう収集運搬業者と調整し、必要に応じて誘導員を配置する等の対策を行う。さらに、近隣の小学校に対して、事前に店舗計画を説明し了承を得る。③敷地は住宅地に近接していることから、住民から苦情等が寄せられた場合は、騒音の状況を確認の上、適切な対策を講じる。

(設置者) 承知した。

——設置者退出——

(委員長) 改めて各委員に本案件についての意見を伺う。

(齋藤委員) 用途地域について、店舗周辺の設定が現状とあっていないように思われる。

また、騒音に対する苦情がある場合、対応するとのことだが、設置者にしっかり行っていただきたい。

(事務局) 用途地域については、ご意見を担当課に伝えるようにする。

(小貫委員) 近隣にヨークベニマルがあるが、この地域で渋滞は発生しているのか。

(事務局) 現在、ヨークベニマル由来の渋滞等は多くないと考えられる。

(奥村委員) 愛子駅北側にある広瀬中学校は教室が不足するほどであり、今後も世帯数は増加するだろう。

(委員長) では、委員会としては意見なしとする。意見なし通知には以下の事項を盛り込む。①出入口 1 の右折入庫、出入口 2 の左折出庫を防止するため、案内看板や場内路面標示等を行うこととしているが、開店後、防止が徹底されていない場合は誘導員を配置する等の対策を講じる。②敷地周辺には仙台市立愛子小学校があり、敷地西側の県道 134 号線は通学路であるため、荷さばき車両及び廃棄物等の収集運搬車両の出入口がこの通学路と交差している。よって、荷さばきは通学時間帯を避け、安全に配慮した搬出入計画とする。また、廃棄物等の収集運搬についても通学時間帯を避けた時間に行われるよう収集運搬業者と調整とし、必要に応じて誘導員を配置する等の対策を行う。さらに近隣の小学校に対して、事前に店舗計画を説明し了承を得る。③敷地は住宅地に近接していることから、住民から苦情等が寄せられた場合は、騒音の状況を確認の上、適切な対策を講じる。

(事務局) 了解した。御指摘いただいた内容について、検討状況を踏まえて通知案を作成し、委員の皆様にお示しする。

②報告事項

■大規模小売店舗立地法に係る届出の状況【資料 2】

(事務局) (資料 2 に基づき説明)